

議案第 1 2 2 号

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年前橋市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。